

平成29年度
総合政策局関係
予算概算要求概要

平成28年8月

国土交通省総合政策局

目 次

平成29年度総合政策局関係予算概算要求総括表	1
------------------------	---

主要事項

◎地域の活性化と豊かな暮らしの実現

○地域の公共交通ネットワークの再構築	2
○バリアフリー法等に基づく一体的・ 総合的なバリアフリー化の推進	3
○歩行者移動支援の普及・活用の推進	4

◎国民の安全・安心の確保

○次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進	5
○運輸安全マネジメント制度の充実強化	6
○災害に強い物流システムの構築	7
○サイバーセキュリティ対策の強化	8

◎生産性向上による成長力の強化

○i-Constructionの普及加速	9
○インフラシステム海外展開の推進	10
○PPP／PFIの推進	11
○メンテナンス産業の育成・拡大	12
○インフラツーリズムの推進	13
○海洋の開発・利用・保全の戦略的な推進	14
○モーダルシフト等推進事業	15
○物流産業イノベーションの推進	16

◎交通政策の総合的な推進

○交通政策基本計画の実現による交通政策の総合的な推進	17
----------------------------	----

◎被災地の復旧・復興

○被災した公共交通の復興の支援	18
-----------------	----

◎地域の活性化と豊かな暮らしの実現

○ 地域の公共交通ネットワークの再構築

(交通支援課)

要求額 28,188百万円

- ・ 地域公共交通活性化再生法を踏まえ、地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取組みを支援する。

<内 容>

1. 地域の特性に応じた生活交通の確保維持

- ・ 過疎地域等におけるバス、デマンドタクシーの運行
- ・ バス車両の更新等
- ・ 離島航路・航空路の運航

2. 快適で安全な公共交通の構築

- ・ ノンステップバスの導入、鉄道駅の内方線付点状ブロックの整備等
- ・ B R T (※) の整備

(※) B R T (Bus Rapid Transit) : 連節バス、バスレーン等を組み合わせた幹線的な交通システム

- ・ 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

3. 地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定の後押し

- ・ 地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- ・ 地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通再編実施計画の策定に係る調査

4. 地域公共交通ネットワーク再編の促進

国の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に基づく以下の事業について、まちづくり支援とも連携し、重点的に支援

- ・ 地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入
- ・ B R T の高度化
- ・ 地域鉄道の上下分離等

【関連事項】 財政投融资による支援制度

財政投融资の活用を図ることで、支援策を多様化し、地域の実情に即した地域公共交通ネットワークの再構築の取組みを後押しする仕組みの充実を図る。(産業投資12億円)

注) 上記のほか、東日本大震災からの復興加速に係る経費(復興庁予算 1,363百万円)がある。また、エレベーター整備や交通系ICカードの導入など交通サービスのインバウンド対応は、訪日外国人旅行者受入基盤整備・加速化事業(観光庁予算 15,500百万円の内数)において、地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等の一部は、鉄道施設総合安全対策事業(鉄道局予算 6,054百万円の内数)において、それぞれ引き続き支援。

○ バリアフリー法等に基づく一体的・総合的なバリアフリー化の推進
(安心生活政策課)

要求額 93百万円

- ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)等に基づき、高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を一体的・総合的に推進する。

<内 容>

- ・ 東京オリンピック・パラリンピックを見据えたバリアフリー化の推進
2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、
 - ・ 交通事業者における心のバリアフリーのための接遇対応向上
 - ・ 旅客施設におけるICTも活用した効率的な人的対応等のソフト対応のあり方に関する調査研究
 - ・ 心のバリアフリーを国民的運動として展開するための取り組み
 - ・ 観光地のバリアフリー評価の普及・促進を実施することにより、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進する。
- ・ 当事者参画によるスパイラルアップ
全国の交通施設のバリアフリー水準の底上げを図るためのバリアフリー整備ガイドラインの改訂を行うほか、障害者差別解消法の施行状況の調査・検討を行うなど、バリアフリー施策の段階的・継続的な発展を図る。
- ・ 面的なバリアフリー化の推進
面的なバリアフリー化のために市町村が作成する「バリアフリー基本構想」のより一層の促進のため、基本構想に定める特定事業に係るバリアフリー化の推進方策について検討するほか、ノウハウを有するバリアフリープロモーターを地方自治体に派遣する。
- ・ 心のバリアフリーの推進
公共交通機関や公共施設等の多機能トイレ利用の円滑化に向けた検討及び普及啓発活動を実施するほか、高齢者・障害者等の疑似体験等を行う「バリアフリー教室」の開催、公共交通機関等におけるベビーカー利用円滑化に向けた普及啓発活動等を通じ、心のバリアフリーを推進する。



交通事業者における職員研修



多機能トイレ

○ 歩行者移動支援の普及・活用の推進

(総務課)

要求額 44百万円

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、訪日外国人旅行者や高齢者、障害者等も含め誰もがストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICT(情報通信技術)を活用した歩行者移動支援サービスの普及促進を図ることが必要。

<内 容>

- ・民間事業者等が多様な歩行者移動支援サービスを提供できる環境を整備するため、施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータのオープンデータ化を進める。特に、競技会場周辺エリア等において先行的、集中的に実施する。
- ・併せて、歩行空間ネットワークデータ等の効率的な整備・更新手法の検討、地域特性に応じた普及促進方策の検討等に取り組む。



【オープンデータの活用によるサービス出現のイメージ】【東京大会 2020 年を目処に目指す姿】



【効率的な歩行空間ネットワークデータ作成に必要な作業と技術】

◎国民の安全・安心の確保

○ 次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進

(公共事業企画調整課)

要求額 65百万円

- 我が国の社会インフラをめぐっては、老朽化の進行、現場の担い手不足等の課題に直面している。

こうした中で、社会インフラの維持管理をより一層、効果的・効率的に実施するため、それらを支えるロボット技術の開発・導入を、迅速かつ集中的に進めていくことが求められている。

<内 容>

- 現場検証で一定の性能が確認されたロボットを使い、実際の点検と同等の環境の下、必要な機能や効果を発揮できるか検証(試行的導入)する。
- 試行的導入の結果を踏まえ、ロボットを活用する上で最適な点検手順を作成し、本格的導入を促進する。

施策効果

《安全確保》

人の立入が困難な現場における迅速且つ的確なインフラ点検、災害対応

《効率化》

人の作業を代替・支援するロボットにより、点検作業の効率化

《産業創出》

国内外でのインフラ維持管理・災害対応に係る市場を創出

維持管理重点分野

○橋梁

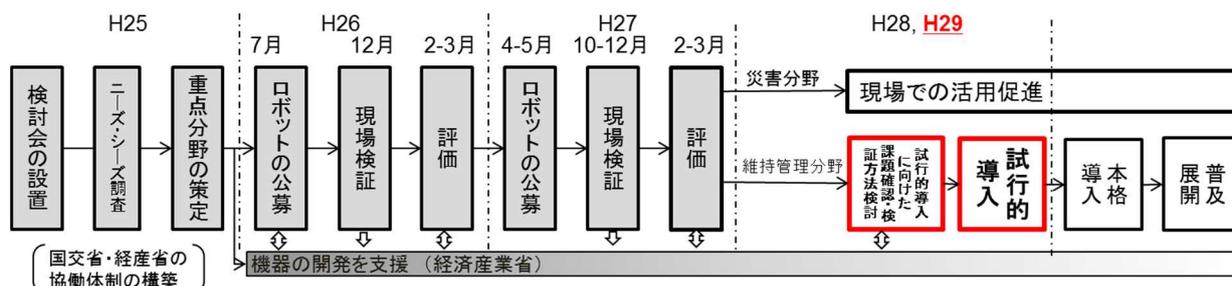
近接目視の支援
打音検査の支援 等

○トンネル

近接目視の支援
打音検査の支援 等

○水中

体積物の状況把握
近接目視の代替・支援 等



○ 運輸安全マネジメント制度の充実強化

(大臣官房運輸安全監理官)

要求額 46百万円

- ・公共交通の一層の安全を確保するため、運輸事業者が経営トップの主体的な関与の下で現場を含む組織が一丸となって安全管理体制の構築・改善に取り組み、国がその実施状況を確認して評価を行う、運輸安全マネジメント制度を推進してきた。
- ・平成28年1月に軽井沢スキーバス事故が発生し、改めて運輸事業の安全確保に対する社会的な要請が高まっていることを受け、前倒しで零細な貸切バス事業者に対する取組を充実強化する。

<内 容>

- ・既存の運輸安全マネジメント評価や運輸安全マネジメントセミナーの実施等に加え、零細な貸切バス事業者について、安全管理体制の実態の全容を把握し、課題を抽出した上で、民間機関を活用した新たな普及・啓発の手法や、新たな運輸安全マネジメント評価の手法を開発・実施する。

現状		
貸切バス事業者の規模 (保有車両数)	運輸安全マネジメント制度の推進方法	
車両数上位約2,300者	<ul style="list-style-type: none"> ・国による運輸安全マネジメント評価(立入検査) ・国による運輸安全マネジメントセミナー ・民間機関による認定セミナー 	平成32年度までに国による運輸安全マネジメント評価を一巡。 安全管理体制の実態把握が済んでおらず既存のセミナーのみでは対応が不十分。
車両数下位約1,900者 (零細な貸切バス事業者)	<ul style="list-style-type: none"> ・国による運輸安全マネジメントセミナー ・民間機関による認定セミナー 	

軽井沢スキーバス事故を受け、零細な貸切バス事業者に対する取組を前倒し

【実施事業案】

	車両数下位約1,900者 (零細な貸切バス事業者)	(参考)車両数上位約2,300者
	(1)安全管理体制の実態の全容把握 ↓ 実態に応じた	-
普及・啓発	(2)(a) 新たな普及・啓発の手法の開発・実施 (民間機関を活用)	<ul style="list-style-type: none"> ・国による運輸安全マネジメントセミナー ・民間機関による認定セミナー
評価方式	(2)(b) 新たな運輸安全マネジメントの評価手法の開発・実施	<ul style="list-style-type: none"> ・国による運輸安全マネジメント評価(立入検査) (平成32年度までに一巡)

○ 災害に強い物流システムの構築

(物流政策課)

要求額 13百万円

- ・ 今後想定される首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の広域かつ大規模な地震が発生し、物流システムが寸断された場合、国民生活や経済活動へ甚大かつ広域的な影響が生じることが想定される。
- ・ 国民生活や経済活動を早急に復旧させるためには、避難者へ支援物資を確実・迅速に届けることが重要である。

<内 容>

○地域に応じた支援物資輸送体制の確立

- ・ 物流事業者、自治体等の関係者から構成される協議会（災害に強い物流システム構築協議会）を開催し、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送について、関係者間の調整事項等を整理し広域連携体制を構築する。
- ・ 地区倉庫協会と自治体との保管協定の締結を促進する。
- ・ 災害時の現地へのリエゾン派遣のための体制を構築する。

○広域物資拠点開設・運営ガイドブックの見直し

平成 28 年熊本地震における教訓を踏まえ、広域物資拠点開設・運営ガイドブックの改訂を行う。

災害に強い物流システムの構築

○協議会を開催し、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に関する広域連携体制構築について検討
→**大規模災害時における円滑な支援物資輸送を確保する。**

■多様な関係者による検討を実施

災害に強い物流システム 構築協議会

国土交通省(地方運輸局、地方整備局)、自治体、物流事業者、物流事業者団体等から構成される協議会を開催し、多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に関する広域連携体制構築について検討



●地域に応じた支援物資輸送体制の確立

- ・ 多様な輸送手段を活用した支援物資輸送について、関係者間の調整事項等を整理し広域連携体制を構築



(イメージ)多様な輸送手段を活用した支援物資輸送に関する広域連携体制

- ・ 地区倉庫協会と自治体との保管協定の締結を促進
- ・ 災害時に現地へリエゾンを派遣するための体制を整備

●広域物資拠点開設・運営ガイドブックの見直し

- ・ 広域物資拠点開設・運営ガイドブックの改訂を行う



○ サイバーセキュリティ対策の強化

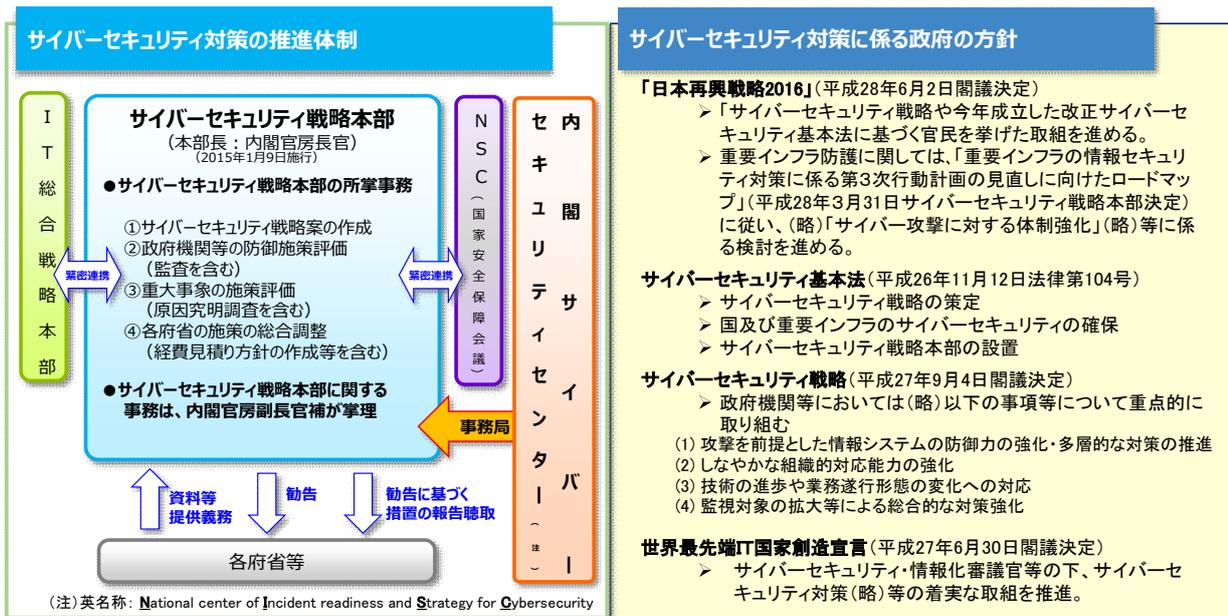
(情報政策課)

要求額 252百万円

- ・近年、高度化・巧妙化している政府機関や重要インフラ事業者をはじめとする所管事業者等へのサイバー攻撃の脅威に対し、政府機関等における防御能力の強化・向上を図る。

<内 容>

- ・国土交通省CSIRT(※)の充実・強化、職員に対する研修等により、国土交通省におけるサイバー攻撃によるインシデントへの対処能力の向上を図る。
- (※)CSIRT(Computer Security Incidents Response Team)とは、コンピュータセキュリティにかかるインシデントに対処するための組織の総称
- ・所管事業者等における情報セキュリティ対策の実施状況を踏まえ、所管事業者間における情報共有体制及び情報セキュリティ対策の強化を促進する。



国土交通省所管事業者等への情報セキュリティ対策の必要性

- ・近年、政府機関や企業等を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化→政府のサイバーセキュリティ戦略本部の下、対策を実施。
- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会では国の威信を損なわせるサイバー攻撃 (Reputation Risk) の危険性。
- ・サイバーセキュリティ戦略 (平成27年9月4日閣議決定) においては「重要インフラ分野以外の民間企業を対象とした取組についても検討する必要がある。」とされている。

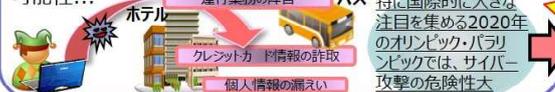
重要インフラ (航空・鉄道・物流) では

「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第3次行動計画」の下、情報共有体制の整備・安全ガイドラインの策定等の対策を実施



重要インフラ以外 (例：バス・宿泊施設等) では

現在、セキュリティ対策は各事業者においてそれぞれ行われているため、セキュリティ対策が不十分な事業者はウイルス感染による混乱の可能性...



セキュリティ対策の強化が必要

◎生産性向上による成長力の強化

○ i-Construction の普及加速

(公共事業企画調整課)

要求額 45百万円

- ・ 国土交通省が打ち出した i-Construction のトップランナー施策の一つとして、ICTの全面的な活用による生産性の向上が挙げられている。
- ・ 直轄工事でのICT土工が普及しつつある中、自治体・中小建設業者への普及拡大に向け、ICT土工のメリットや業務プロセスの浸透等を図っていくことが課題となっている。

<内 容>

- ・ ICT 土工のメリットや業務プロセスについての理解を得ることを目的に、実工事において、自治体発注工事を受注した中小建設業者に対し、ICTを活用した施工計画の立案を支援し、ICT 土工に必要な機材を貸与するとともに、自治体発注工事等の中小規模の工事への導入効果を検証する等の先導的モデル事業を展開する。
- ・ ICT をさらに広く普及させるため、土工以外の工種への拡大に必要な技術基準策定に向けた調査・分析を行う。



<地方における現場検証・試行的実施方針>

①ICTを活用した施工計画立案支援・マネジメント指導

②ICT土工技術導入に必要な機材の貸与

現場検証・試行的導入実演

③実演を通じた効果検証(歩掛調査等)

④効果・メリット等に関する普及活動の実施

○ インフラシステム海外展開の推進

(国際政策課・海外プロジェクト推進課)

要求額 1, 381百万円

- 平成28年5月、安倍総理より、更なるリスクマネー供給拡大等を盛り込んだ「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表。また、平成28年3月、「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」を策定。政府全体の「インフラシステム輸出戦略」に基づき、国土交通省としてインフラシステム海外展開に係る取組みを一層強化し、国土交通分野における我が国企業の受注増加を目指す。

<内 容>

○川上からの参画・情報発信

- ・トップセールス、相手国要人の招請、セミナー開催、研修等の戦略的展開
- ・インフラシステムの海外展開を強力に推進するための案件発掘・形成調査等の推進
- ・相手国の課題に応じた課題解決型・ソリューション提案型プロジェクトの展開
- ・国際機関や在京大使館等と連携した情報発信の強化
- ・インフラメンテナンスの海外展開の促進
- ・我が国企業の受注獲得に向けた入札・契約制度改善に向けた働きかけ
- ・我が国企業の技術等の比較優位性に関する調査及びデータベースの作成

○インフラ海外展開に取り組む企業支援

- ・中小企業等の有する優れた技術の海外展開支援
- ・我が国企業の現地における実証実験（パイロットプロジェクト）を支援
- ・我が国企業の進出支援のための官民一体となった枠組みの構築

○ソフトインフラの展開と人材育成

- ・相手国のニーズや要請等に対応する人材育成支援の強化
- ・我が国の技術、規格、制度等の国際標準化や相手国への普及等の促進

【関連事項】

- ・財政投融资要求（産業投資891億円、政府保証951億円）
（株）海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）が行う出資と事業参画による支援を通じて、海外のインフラ市場への我が国事業者のより積極的な参入を促進

インフラシステム海外展開の推進

「川上」からの参画・情報発信

官民一体となった**トップセールス**の展開や**案件形成**等の推進、**情報発信**の強化



平成27年11月
米国運輸省フォックス長官とリニア試乗

インフラ海外展開に取り組む企業支援

我が国企業のインフラシステム海外展開・海外進出を**多角的に支援**

(株)海外交通・都市開発事業支援機構(JOIN)の活用

平成28年8月1日現在、
4件の事業支援を決定

- ・ベトナム港湾
- ・アメリカ高速鉄道
- ・ブラジル都市鉄道
- ・ミャンマー都市開発



ソフトインフラの展開と人材育成

我が国技術・システムの**国際標準化**の推進、**制度整備支援**、**相手国人材の育成**等、ソフトインフラの海外展開



平成27年11月
カンボジア国土整備・都市化・建設省との「建設法案に関する意見交換会」

○ PPP/PFIの推進

(官民連携政策課)

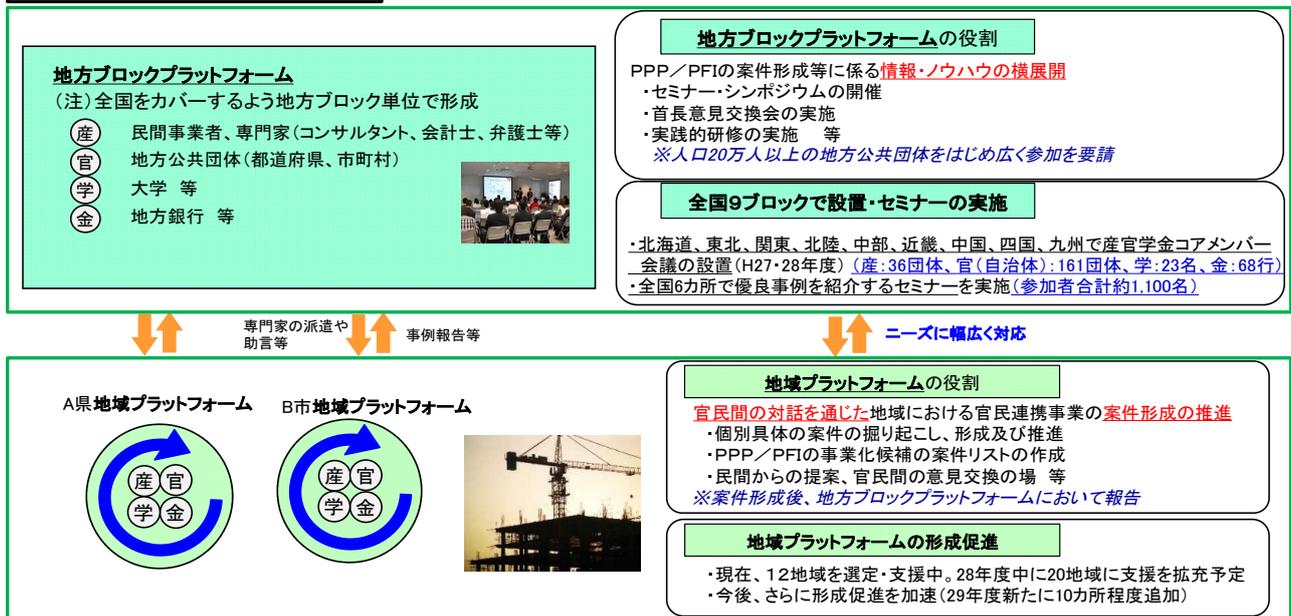
要求額 695百万円

- ・今般、政府全体の取組として、「PPP/PFI推進アクションプラン」(平成28年5月18日民間資金等活用事業推進会議(総理が会長、全閣僚が委員)決定)が策定され、公共施設等運営権制度(コンセッション)の活用、収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収する収益型事業の推進、公的不動産の利活用事業など、多様なPPP/PFIの取組を通じ、10年間(平成25年～34年)で21兆円のPPP/PFIの事業規模の達成を目指すという目標が新たに掲げられた。これは、同期間で12兆円規模であった従来の目標を大きく上回るものである。
- ・PPP/PFIの積極的推進については、公的部門の負担削減による財政健全化と、民間部門の資金・知恵等の活用や事業機会の拡大等による経済成長という両面で効果を発揮するものであり、「経済財政運営と改革の基本方針2016」及び「日本再興戦略2016」(いずれも平成28年6月2日閣議決定)にも明確に位置付けられている。
- ・これらを踏まえ、コンセッション方式の導入や地域の課題を解決する等の先進的な取組を行う地方公共団体への支援、地域プラットフォームの形成促進の加速化等を図る。

<内容>

- ① PPP/PFIの推進に係る課題等の調査・検討
- ② 地方公共団体の案件形成を促進する地域プラットフォームの形成に対する支援
- ③ 先導的なPPP/PFI手法等の検討及び導入のための情報整備に対する支援

地域プラットフォームのイメージ



○ メンテナンス産業の育成・拡大

(公共事業企画調整課)

要求額 25百万円

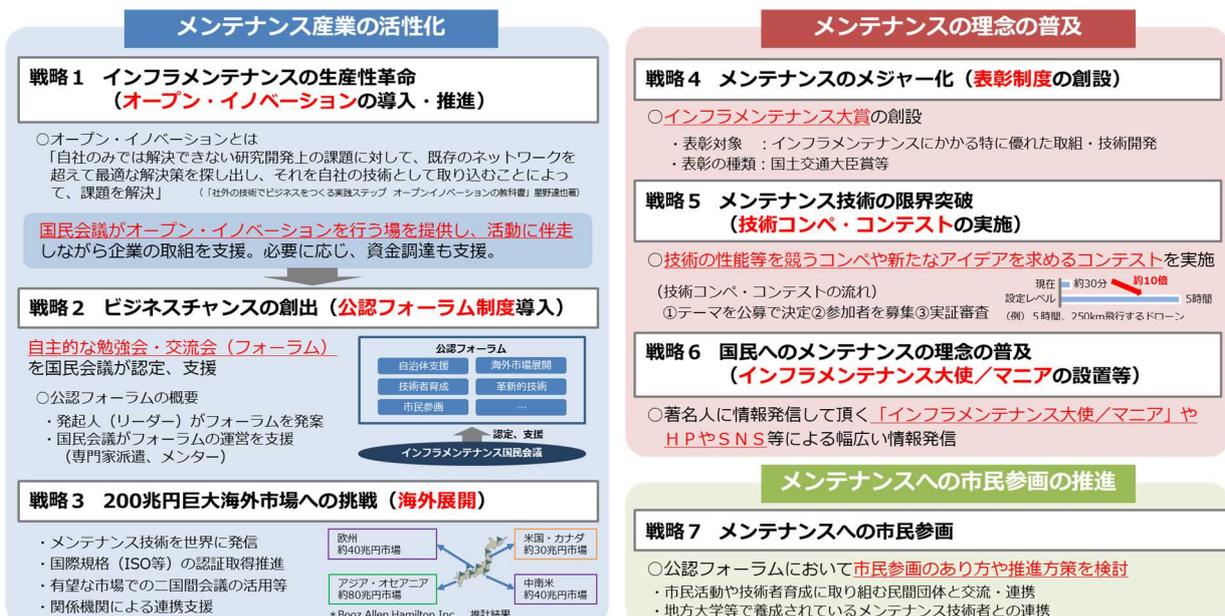
- 我が国のインフラについては、高度経済成長期などに集中的に整備された経緯から、今後急速に老朽化対策が必要となる施設の増加が見込まれている。このため、本格的な人口減少時代の到来を見据え、既存のインフラへの効率的なメンテナンスを推進するとともに、その基盤となるメンテナンス産業の育成・拡大や、インフラの老朽化対策の重要性に係る国民の理解の促進を図る。

<内 容>

- 「インフラメンテナンス国民会議」(約150の企業・団体が参画予定)において、産官学民の多様な主体がオープンイノベーションの手法を活用し、外部の知恵を取り込みながら、新たな技術によるビジネスモデルの構築や、メンテナンス技術のパッケージ化による自治体や海外市場へ挑戦する企業への支援等を行う。
- インフラメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰する「インフラメンテナンス大賞」を開催する。

インフラメンテナンス国民会議 3つの目的と7つの戦略

- 目的1** メンテナンス産業の活性化(メンテナンス技術の分野での生産性革命)
①オープン・イノベーションの導入、②公認フォーラム制度等の導入、③海外展開
- 目的2** メンテナンスの理念の普及
④インフラメンテナンス大賞(仮称)の創設、⑤技術コンペ・コンテストの実施、⑥国民へのメンテナンスの理念の普及
- 目的3** メンテナンスへの市民参画の推進
⑦メンテナンスへの市民参画



○インフラツーリズムの推進

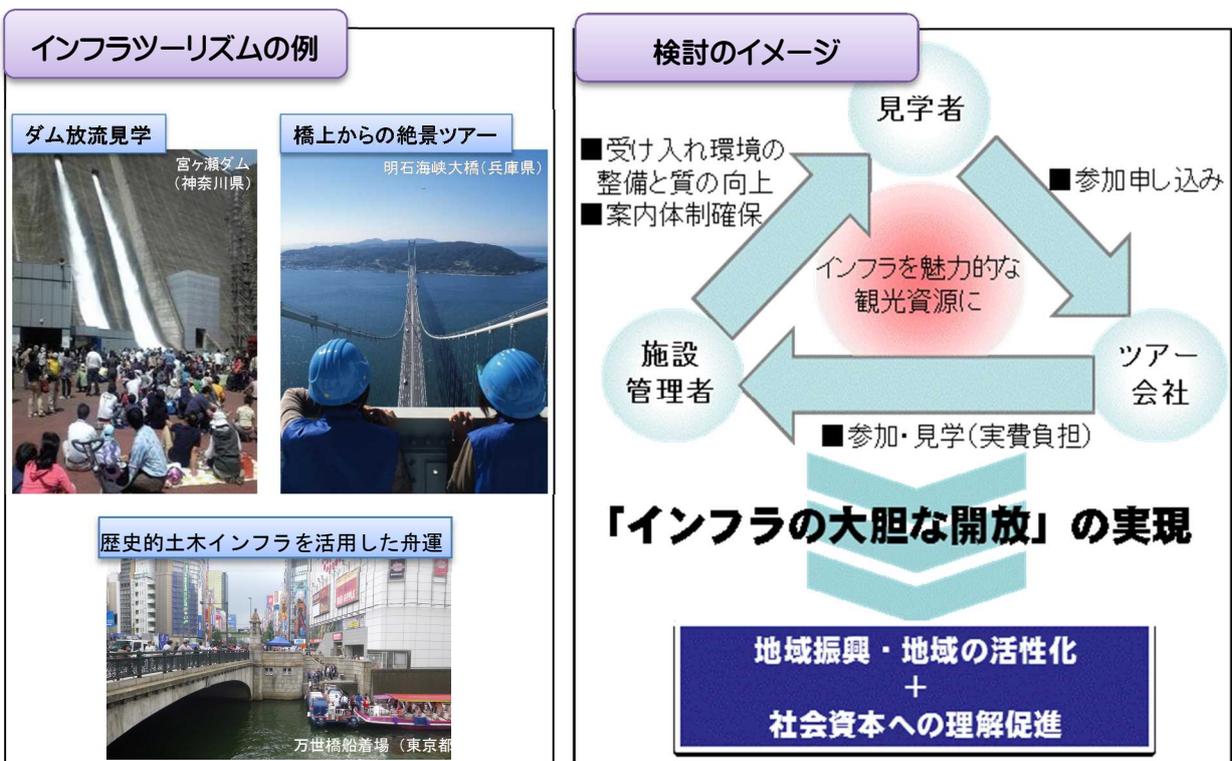
(公共事業企画調整課)

要求額 8百万円

- ・インフラツーリズムは、各地方に存在している社会資本を観光資源の一つとして活用し、地域の特色や個性を活かした地域振興・地域の活性化に資するものである。
- ・また、国民の暮らしや経済を支え、安全安心な国土の基盤となる社会資本のストック効果について、国民が認識を深める機会の促進に資する観点からもインフラツーリズムは絶好の機会であり、推進する必要がある。

<内 容>

- ・現状のインフラツーリズムの課題となっている、案内要員や土日の職員の不在、安全確保、不十分な受け入れ環境（トイレや案内看板等）を改善するために、休日対応や観光客受け入れ環境の整備と質の向上に向けた検討を行う。
- ・インフラツーリズムに際する適正な対価（受益者負担）による収入を得ることを検討。
- ・インフラの一般開放にあたり発生する課題の収集や一般開放を行う際に必要な措置を取りまとめて、魅力的なインフラツーリズムの実施につなげる。



○ 海洋の開発・利用・保全の戦略的な推進

(海洋政策課)

要求額 45百万円

- ・ 海洋基本計画（平成25年4月26日閣議決定）等に基づき、我が国の国土と経済社会の存立基盤であり、人類にとってのフロンティアである海洋の開発・利用・保全を戦略的に推進する。

<内 容>

- ・ 我が国の広大な管轄海域について、海洋権益の保全を図り、有効に活用していく観点から、今後の我が国の管轄海域にかかる管理・利活用のあり方について検討を行う。
- ・ 海氷の減少に伴い活用の可能性が高まっている北極海航路に関して、利用動向及び課題の整理等を踏まえつつ、利活用に向けた環境整備に関する検討を行う。
- ・ 海洋環境に関する国際的な取組への対応として、マルポール条約改正に向けた各種影響調査を行う。

○我が国の管轄海域にかかる管理・利活用のあり方の検討

- ・ 海洋に関する情勢の変化・新たな課題の整理及び今後の我が国の管轄海域にかかる管理・利活用のあり方の検討

平成30年に改訂を予定している海洋基本計画に反映

【海洋基本計画】

海洋基本法に基づき、総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めた計画であり、おおむね5年ごとに見直しを行うこととされている。
現行計画（平成25年4月に閣議決定）は、平成30年を目途に改訂予定。



我が国の領海・排他的経済水域
：約447万km²（世界第6位）

海洋の開発・利用・保全の戦略的な推進

○北極海航路の利活用に関する検討

- ・ 自然的・社会的状況、技術的・制度的・経済的課題の整理等を踏まえた、利活用に向けた環境整備の検討

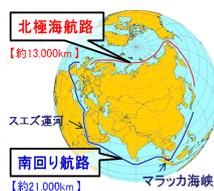
関係国との協議や官民連携協議会における関係者と情報共有等を通じて環境整備を推進

【北極海航路】

欧州と東アジア間をスエズ運河経由と比較して航行距離が約6割に短縮できることなどから、国内外からの関心が高まっている。

【北極海航路に係る官民連携協議会】

北極海航路に係る政府、民間企業及び海外の有識者からの情報の共有を図ることを目的に開催。



○海洋環境に関する国際的な取組への対応

- ・ マルポール条約附属書II改正による高粘度・凝固性物質の排出規制強化に伴う影響調査
- ・ マルポール条約附属書VIに基づく硫黄酸化物(SOx)規制強化に伴う影響調査

適切な国内法での担保に向けた検討材料とする

【マルポール条約】

船舶による汚染の防止のための国際条約(MARPOL 73/78)船舶起因の油、有害液体物質、廃棄物、排ガス等による汚染防止に関する規制を定めた条約



固形化したワックス

○ モーダルシフト等推進事業

(物流政策課)

要求額 58百万円

- ・物流分野の労働力不足に対応するとともに、温室効果ガス排出量を削減するため、改正物流総合効率化法の枠組みの下、物流事業者、荷主等の連携により、トラック輸送からCO₂排出原単位の小さい大量輸送機関である鉄道・船舶輸送への転換（モーダルシフト）等を推進する。

<内 容>

- ・物流事業者、荷主等の物流に係る関係者によって構成される協議会が策定する事業計画の策定に要する経費を補助するとともに、同計画に基づく事業経費の一部を補助することにより、モーダルシフト等の取組を支援する。

「モーダルシフト等推進事業」

CO2排出量の削減効果があるモーダルシフト等の物流効率化に関する取組において、協議会の開催等、改正物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の策定の調査事業に要する経費に対して支援を行う。

また、認定を受けた総合効率化計画に基づき実施するモーダルシフト及び幹線輸送の集約化について、初年度の運行経費の一部に対する支援を行う。

①計画策定事業	改正物流総合効率化法第4条第1項に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業	補助率 定額
②モーダルシフト推進事業	認定総合効率化計画に基づき実施する事業であって、貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送又は船舶を利用した海上輸送へ転換すること等により、CO2排出量の削減等、物流の効率化を図ることを目的として実施する事業	補助率 1/2
③幹線輸送集約化推進事業	認定総合効率化計画に基づき実施する事業であって、発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね30km以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約化して、積載率を向上させて、走行車両台数及びCO2排出量の削減等、物流の効率化を図ることを目的として実施する事業	

計画策定経費の支援を通じ、大きな効果が期待できるが実現が容易ではない「多様・広範な関係者による合意形成」を促進。物流の効率化を通じ、労働力不足対策等にも貢献。

～モーダルシフト等実施に向けた主な流れ～

- 1 「モーダルシフト等推進協議会」の立ち上げ
・物流事業者、荷主等の物流に係る関係者による輸送効率化に向けた意思共有
- 2 協議会の開催 計画策定経費補助
・関係者の参集
・個々の貨物の輸送条件(ロット、荷姿、リードタイム等)に係る情報やモーダルシフト等の実現に向けた課題の共有及び調整
・CO2排出量削減効果の試算 等
- 3 総合効率化計画の策定
・協議会の検討結果に基づく具体的な事業計画の策定
- 4 計画認定・実施準備
- 5 運行開始 運行経費補助
(モーダルシフト・幹線輸送の集約化のみ)

～具体的な取組の例～

◆モーダルシフト
大量輸送が可能で環境負荷の少ない鉄道・船舶を活用した輸送

異業種の複数荷主が連携して必要な貨物量を確認し、貨物列車を運行

フェリーでシャーシやトラックの輸送をする際、ドライバーを乗船させず、シャーシやトラックのみを輸送する(無人航走)。

(A事業者ドライバー) → (B事業者ドライバー)

◆地域内配送共同化
各社それぞれで行っていた配達の共同化により、ムダのない配送を実現

宅配便事業者

貨物輸送の「共同化」

共同集配

貨客混載

-15-

○ 物流産業イノベーションの推進

(物流政策課・国際物流課)

要求額 34百万円

- ・近年の我が国の物流は、トラック積載効率が41%に低下するなど様々な非効率が発生しており、生産性を向上させ、将来の労働力不足を克服し、経済成長に貢献していくことが必要となっている。
- ・アジア等の諸外国の物流需要が旺盛な中で、我が国の産業の海外展開の物流面からの支援、我が国物流業の競争優位の創出等の観点から、高品質な我が国物流サービスの国際標準化を推進していくことが求められている。
- ・これらの点を踏まえ、産業活動と国民生活の基盤である物流システムを、持続可能かつより高度でシームレスな物流環境に改革していくため、以下のような取組を総合的に推進する。

<取組の例>

・物流生産性向上の推進

物流事業者の労働生産性を2割程度向上させる目標を達成するため、トラック輸送の貨物品種別出荷波動等の実態調査を行い、輸送波動平準化のための取引条件の見直し等、効果的な積載効率向上の方策を調査する。また、調査結果を踏まえ、積載効率向上の手引き等の作成や、物流生産性向上に向けた取組を全国的に展開するためのセミナー等を開催することにより、物流生産性向上を推進する。

・物流システムの国際標準化推進

我が国物流システムの国際標準化を推進するため、諸外国のコールドチェーン等の普及状況やその需要について調査するとともに、外国政府等の主導によるコールドチェーン等の標準化の動向や標準化について留意すべき課題に関する実態調査を実施し、効果的な国際標準化の方策について検討する。

・国際物流のシームレス化の推進

国際物流の可視化を推進するため、日中韓のコンテナ貨物の位置情報等の物流情報を一元的かつタイムリーに把握可能な北東アジア物流情報サービスネットワーク(NEAL-NET)について、日中韓の取組を踏まえ、ASEANやEU等への展開、サービス充実を図る。

また、パレット等の物流機材の国際的なリターナブルユース(繰り返し利用)や日中韓の物流機材の標準化の取組をASEANに展開する。

トラックの積載効率は**低下傾向**



(出典)国土交通省「自動車輸送統計年報」

NEAL-NET (※) の仕組み

※NEAL-NET: North East Asia Logistics Network Service



◎交通政策の総合的な推進

- 交通政策基本計画の実現による交通政策の総合的な推進
(参事官 (総合交通))

要求額 88百万円

- ・交通政策基本計画は、交通政策基本法が提示する交通政策の長期的な方向性や、「国土形成計画」で示した「コンパクト+ネットワーク」の考え方を踏まえつつ、各種の具体的な取組を総合的かつ計画的に推進していくために定められたものであり、これを着実に実施していくことは、成長戦略や地方創生を実現する上でも極めて重要である。
- ・交通政策基本計画に基づく施策を着実に実施し、目標を達成するためには、施策の進捗状況について適切にフォローアップするとともに、特に取組の強化が必要な施策の推進に向けて調査・検討を実施することが必要である。

<内 容>

①交通政策基本計画全体のフォローアップ

- ・交通政策基本計画をフォローアップするため、交通の動向に関するデータの作成・分析を強化するとともに、交通の動向に関するデータを活用しつつ、施策の進捗状況を白書としてとりまとめる。

②交通政策基本計画のモード横断的な目標の達成に向けた取組の推進

- ・交通政策基本計画のフォローアップを踏まえ、鉄道、自動車、航空等のモード横断的な目標達成に向けて、幹線モード間連携による圏域間対流の促進、最先端の情報技術の交通分野全体への活用等、特に取組強化が必要な施策に関して調査・検討を実施する。

①交通政策基本計画全体のフォローアップ

交通政策基本計画の目標達成に向けて、各施策を着実に推進させるため、以下を実施する。

○交通の動向に関するデータの充実等

⇒ 交通の動向に関するデータの作成・分析を強化する。

○各年度の計画の進捗状況に関するフォローアップの実施

⇒ 交通の動向に関するデータも活用しながら、各年度に講じた施策を適切にフォローアップし、結果を交通政策白書としてとりまとめるとともに、次回の計画改定作業に反映させる。

②交通政策基本計画のモード横断的な目標の達成に向けた取組の推進

交通政策基本計画のフォローアップを踏まえ、鉄道、自動車、航空等のモード横断的な目標達成に向けて、交通政策基本計画に位置づけられた施策の中で、特に取組の強化が必要な施策の推進について調査・検討を実施する。

【取組の例】

- 高速バス、LCC等の利用促進
- 交通系ICカードの普及・利便性拡大
- ビッグデータの活用による交通計画等策定支援
- 全国公共交通機関を網羅した経路検索の可能化
- モビリティ・マネジメントの推進
- 公共交通機関におけるサービス水準の見える化

◎東日本大震災からの復興加速

○ 被災した公共交通の復興の支援

(交通支援課)

要求額 1,363百万円

- ・東日本大震災の被災地に対しては、復旧・復興の進捗に応じた生活交通の確保・維持のために、引き続き柔軟な対応を図る。

<内 容>

- ・東日本大震災被災地域における幹線バス交通ネットワークの確保・維持について、特例措置により支援する。
- ・東日本大震災被災地域における地域内の生活交通の確保・維持について、地域内バス等の実証運行等を特例措置により支援する。
- ・福島県の原子力災害被災地域における避難住民の帰還を促進するため、幹線バス交通ネットワークの確保・維持について、特例措置により支援する。

(この冊子は、再生紙を使用しています。)